

い す み 市

デジタル・トランスフォーメーション (DX)

推 進 計 画【第1.0版】

2022年(令和4年)3月

いすみ市

はじめに

近年、情報通信技術（ICT）は急速に進展し、市民生活においても携帯情報端末に通信機能を持たせたスマートフォン等の普及により、その利便性の高さは周知のこととなり、その活用はより一層身近なものとなっています。反面、新型コロナウイルス感染症対策において、国・地方公共団体で横断的に蓄積されたデータの活用ができないことが発覚し、活用の難しさが明らかになりました。こうした行政のICT化の遅れに対し迅速に対処するとともに、制度や組織の在り方などをICT化に合わせて変革し、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるデジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進が求められています。

本市を含め、公共・民間を問わず取り巻く環境は、急速かつ高度に変化しており、そこに求められる要求、克服すべき課題も複雑かつ多様化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式も取り入れられています。暮らしの質を向上させ、地域の活性化を進めていくためには、行政のこれまでの取り組みだけでなく、人口減少・少子高齢化等に伴い生じる様々な問題の対応策として、積極的にICTを活用していくことが重要となります。

このような中、国では令和3年9月、「デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及」などに取り組むデジタル庁を創設し、デジタル社会形成の司令塔として未来志向のDXを大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指すとしています。

本市としても、市民の生活をより良いものにすることを目的に、進化し続けるICTに対応し、行政のデジタル化を推進するため、「市町村官民データ活用推進計画」としての意味を持つ、「いすみ市DX(デジタル・トランスフォーメーション)推進計画」を策定しました。今後は本計画を基に、行政手続のオンライン化やワンストップサービスの拡充など、高齢者をはじめ誰にでも簡単に行政サービスを利用できるデジタル社会の実現に向け、行政サービスと業務システムの改革を一体的に進めてまいります。多くの市民のご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

いすみ市長 太田 洋

目 次

I	計画の目的	1
II	背景と国・県の動向	2
III	計画の位置づけ	6
IV	推進期間	6
V	推進体制	7
VI	計画推進の基本方針	8
VII	個別計画	9
1	市民サービスの向上	9
(1)	行政手続のオンライン化	9
(2)	マイナンバーカードの普及・利活用促進	10
(3)	ワンストップサービスの導入	10
(4)	窓口のスマート化	11
(5)	キャッシュレス決済の拡充	12
2	行政内部事務の効率化	14
(1)	インターネット環境の改善	14
(2)	情報の電子化によるペーパーレスの推進	15
(3)	会議録作成支援システムの構築	15
(4)	個別業務システムの拡充	15
(5)	RPAの導入促進	15
(6)	システム標準化への対応	16
(7)	セキュリティ対策の拡充	17
(8)	テレワークの推進	17
3	デジタルリテラシーの向上	17
(1)	デジタル人材の育成・確保	17
(2)	デジタル・デバイドの解消	18
(3)	学校教育での活用	18
(4)	情報発信の充実	19
	推進スケジュール（ロードマップ）	20
	資料（経済財政運営と改革の基本方針 2020）	21

I 計画の目的

情報通信技術（ICT）¹の急速な発展に伴い、社会経済活動が大きく変化し、行政サービスにおいても、利用者にとっての価値の向上や手続きの簡素化及び効率化が求められています。

「場所や時間にとらわれることなく行政手続きができる」「給付金や助成金の支給・受け取りが迅速に行われる」など、市民にとって必要な行政サービスを誰一人取り残すことなくスムーズに受けられるようにしなければなりません。また、情報（デジタル）弱者を作らないためにも、令和2年12月25日閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」（改訂）での推進項目や、本市の行政のデジタル化を推進するに当たり、必要不可欠と考えられる項目に対する取組方針を明らかにし、これらを市役所全体で共有することが必要です。

本計画において取組方針を示し、利用者目線に立って新たな価値の創出と、進化し続けるテクノロジーが人々の生活を豊かにするデジタル・トランスフォーメーション(DX)²を着実に推進し、市民の皆さんがデジタル化の恩恵を実感できる社会の実現を目指してまいります。

¹ ICT：Information and Communication Technology の略。情報技術や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称

² スウェーデンの大学教授のエリック・ストルターマンが提唱した概念であり、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることとされている。

【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

<ul style="list-style-type: none"> ➢ デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～ ➢ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速 	
<p>サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等のサービス設計12箇条に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」、「便利」な行政サービス ✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される行政サービスの100%デジタル化の実現 ✓ 業務改革（BPR）を徹底し、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析 	<p>一元的なプロジェクト管理の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ デジタル庁の設置も見据え、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト管理を強化 ✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討） ✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする新たな調達・契約方法の試行 ✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうちシステム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減を目指す（令和2年度比） ✓ 外部の高度専門人材活用の仕組み、公務員試験によるIT人材採用の仕組みを早期に導入
<p>国・地方デジタル化指針</p> <p>「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備 ✓ ワンス・オンリー実現のための社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やブッシュ通知の検討、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し ✓ 国・地方のネットワーク構造の抜本的見直し（高速・安価・大容量に） ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用 ✓ 強力な司令塔となるデジタル庁設置、J-LISを国・地方が共同で管理する法人へ転換 ✓ 公金受取口座を登録する仕組み、預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設 ✓ マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の送付、各種カードとの一体化（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等） ✓ マイナポータルのUX・UI改善（全自治体接続等）、情報ハブ機能の強化 ✓ 個人情報保護法制の見直し（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減） ✓ 戸籍における読み仮名の法制化（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化） 	<p>行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書面・押印・対面の見直しに伴い、行政手続のオンライン化を推進 ✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、各手続における添付書類の省略を実現 ✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税及び法人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進 ✓ 法人デジタルプラットフォームの機能拡充による法人等の手続の利便性向上
<p>デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備 ✓ クラウドサービスの利用の検討の徹底、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進 ✓ 情報セキュリティ対策の徹底・個人情報の保護、業務継続性の確保 ✓ 新たなデータ戦略に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進 	<p>デジタルデバйд対策・広報等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 身近なところで相談を受けるデジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施 ✓ SNS・動画等による分かりやすい広報・国民参加型イベントの実施
<p>地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体の業務システムの標準化・共通化を加速（国が財源面を含め支援） ✓ マイナポータルの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化を推進 ✓ 「自治体DX推進計画」に基づき自治体の取組を支援 ✓ クラウドサービスの利用、AI・RPA等による業務効率化を推進 ✓ 「地域情報化アドバイザー」の活用等によるデジタル人材の確保・育成 	

※本計画は、デジタル手続法に基づく情報システム整備計画として位置付けることとする。

出典：政府 CIO ポータル

II 背景と国・県の動向

国は新型コロナウイルス感染症対策において迅速な給付等に支障が出た経緯を踏まえ、令和2年7月、デジタル強靱化の実現に向け「この1年間で集中的に改革を進める」と宣言しました。また同時期には「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太の方針、末尾資料）など、各種方針や計画が多数発表されました³。

令和2年12月、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」(デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針)が示されました。また、自治体に対しては、「デジ

³ 令和2年7月 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太の方針）

令和2年7月 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」

令和2年12月 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」

令和2年12月 「デジタル・ガバメント実行計画」

令和2年12月 「自治体DX推進計画」

タル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI⁴等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げていくことが求められる。」(自治体 DX 推進計画)としています。

令和3年9月には、デジタル庁が新設されました。

一方県では、令和元年に「県民の暮らしを豊かにする千葉県 ICT 利活用戦略」を策定しており、官民データ活用推進基本法第9条第1項に規定された「都道府県官民データ活用推進計画」として位置付けています。

この戦略では、人口減少・少子高齢化等に対応し、県民一人ひとりの暮らしを豊かにし、本県の持続的な発展を実現するため、県や市町村、企業、研究機関等の様々な主体がそれぞれの強みを生かした、波及効果の高いプロジェクトの推進や様々な主体による取組の創出など、「オール千葉」で ICT 利活用の推進に取り組むこととしています。

また、令和4年度には、より高度な情報セキュリティ対策の構築を目的として、千葉県と県内54市町村で利用されている「千葉県自治体情報セキュリティクラウド」の更改が予定されています。

⁴ Artificial Intelligence の略。人工的な方法による学習、推論、判断などの知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。画像の認識や音声認識、言語処理、データ予測などに利用される。

自治体DX推進計画 概要

1. 自治体におけるDX推進の意義

- 新型コロナウイルス対応において、様々な課題が明らかとなったことから、デジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、**制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められている。**
- 政府が示す目指すべきデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のためには、**住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要。**
- 自治体においては、まずは、
 - ・自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、**住民の利便性を向上させるとともに、**
 - ・デジタル技術やAI等の活用により**業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく**ことが求められる。
- さらには、データが価値創造の源泉であることについて認識を共有し、データの様式の統一化等を図りつつ、多様な主体によるデータの円滑な流通を促進することによって、**EBPM等により自らの行政の効率化・高度化を図るとともに、多様な主体との連携により民間のデジタル・ビジネスなど新たな価値等が創出される**ことが期待される。

2. 自治体DX推進計画策定の目的

- 「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、**国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として、足並みを揃えて取り組んでいく必要がある。**
- このため、総務省は、「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、**自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化する**とともに、**総務省及び関係省庁による支援策等**をとりまとめ、「自治体DX推進計画」*として策定。*計画期間（R3.1～R8.3）

3. 推進体制の構築

- ・ 組織体制の整備
（全庁的・横断的な推進体制）
- ・ デジタル人材の確保・育成
- ・ 計画的な取り組み
- ・ 都道府県による市区町村支援

4. 重点取組事項

- ・ 自治体情報システムの標準化・共通化
- ・ マイナンバーカードの普及促進
- ・ 行政手続のオンライン化
- ・ AI・RPAの利用推進
- ・ テレワークの推進
- ・ セキュリティ対策の徹底

5. その他の取組事項

<自治体DXの取組みとあわせて取り組むべき事項>

- ・ 地域社会のデジタル化
- ・ デジタルデバイド対策

<その他（※デジタル・ガバメント実行計画記載の事項）>

- ・ BPRの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）
- ・ オープンデータの推進
- ・ 官民データ活用推進計画策定の推進

出典：総務省「自治体 DX 全体手順書」2021年7月

県民の暮らしを豊かにする千葉県ICT利活用戦略 概要

令和元年9月5日
総合企画部政策企画課

第1章 基本的な考え方

(1) 戦略策定の趣旨

県民一人ひとりの暮らしを豊かにし、本県の持続的な発展を実現するため、飛躍的に発展しているICT（情報通信技術）を手段として効果的に活用していく。

ねらい① 「人」を中心としたICT利活用の推進

ねらい② 様々な実施主体（プレーヤー）による主体的な取組の誘発

(2) 本戦略の対象

本戦略の対象となるプレーヤー：県、市町村、県民、企業・個人事業主、NPO・任意団体、ITベンダー、大学・研究機関

(3) 本戦略の位置付け

①総合計画をICTの側面から支えるための戦略、②各プレーヤー間で共有するビジョンとなる戦略、③本県における都道府県官民データ活用推進計画を兼ねた戦略

(4) 本戦略の期間

2019年度を開始年度とし、随時更新していく『永遠のβ版』。県の総合計画の策定を契機として、その時の情勢を反映した戦略に適宜変化させていく。

第2章 本県が直面する課題と目指す姿

(1) 本県のICT利活用をめぐる時代背景と現状

本県が将来目指す姿と、それを実現するためのICT施策の方向性を定めるため、本県が持つ「強み」「弱み」とともに、本県をとりまく「機会」「脅威」について、戦略上、把握すべき重要な視点として整理する。

本県の「強み」 <ul style="list-style-type: none"> 高度な研究拠点・大学等が多数存在 ICT利活用推進をコーディネートする機関が多数存在 先進的な取組の豊富な実績 インターネット・スマートフォンの高い普及率 首都圏に立地する優位性 	本県の「弱み」 <ul style="list-style-type: none"> IoTやAI等の活用が不十分 オープンデータ等の利活用不足
本県をとりまく「機会」 <ul style="list-style-type: none"> ネットワークの高速・大容量化・無線化の進展 IoT・AI等の技術革新 デジタル化に伴うデータ活用機会の拡大 オープンイノベーションの進展 交通ネットワークの拡充 	本県をとりまく「脅威」 <ul style="list-style-type: none"> 人口減少・少子高齢化 生産設備や産業インフラの老朽化 社会インフラ等の老朽化 グローバル化や安全・安心など多様な行政ニーズの高まり 地球温暖化

(2) 本県のICT利活用をめぐる主要課題

①増大する行政ニーズへの対応

②多様な人材・能力の活用

③県内産業の生産性向上

(3) ICT利活用により実現を目指す姿

県民の暮らしを豊かにし、子どもからお年寄りまで一人ひとりが活躍できる社会を目指す（くらし満足度日本一の実現）

具体像①

あらゆる人が暮らしやすい社会

- 行政手続きのオンライン化の進展と対人サービスの充実
- データ利活用の推進
- インフラ管理や環境監視の効率化
- 高度な減災・防犯体制の実現
- 外国人にも暮らしやすい環境整備
- 子育て環境の充実

具体像②

誰もがどこでも能力を発揮できる社会

- ライフステージに応じた自由・多様な働き方の実現
- 年齢や障害の有無や業種の壁に左右されず働ける環境の実現
- 多様な教育機会の実現
- シェアリングエコノミーの実現

具体像③

生産性の高い産業に支えられる社会

- 中小企業力強い事業展開
- 工業分野における高い競争力
- 本県の強みを生かした高度な物流・交通網の実現
- 医療・福祉分野の生産性向上による増大したニーズへの対応
- 農林水産業の成長力の強化
- 国際観光県GHIBAの実現
- 低炭素社会の実現

第3章 目指す姿の実現に向けた取組

(1) 実現に向けて各プレーヤーに期待される役割を明示：県は自らICTを利活用するとともに、各プレーヤーの取組を促すため、コミュニティ形成や人材育成を推進。

(2) 取組の推進にあたって留意すること

- 人を中心としたICT利活用の推進：①利用者のニーズ、課題から出発する、②システムではなくサービスをつくる、③個人情報の保護とセキュリティの確保
- 実効性の高いICT利活用の推進：①まずは実践してみる、実践から学ぶ、②十分な情報収集ときめ細かなコミュニケーションにより進める、③全ての関係者に気を配る

(3) 実現に向けた県の取組

- 波及効果の高いプロジェクト：①ICTを活用した庁内業務の効率化、②ICTの活用による現場業務改革、③ICTを効果的に活用できる人材の育成
- 個別施策の推進（下記〈個別施策〉）
- 推進を支える土台づくり：①共創の機会の創出、②データの共有と活用、③知識の普及や機会の提供

〈個別施策〉「あらゆる人が暮らしやすい社会」

- 行政手続きのオンライン化と業務の効率化
- オープンデータ・ビッグデータの活用
- インフラの適切な管理や環境の適切な保全
- 安全・安心な生活環境の整備
- 外国人にも暮らしやすい環境整備
- 子育てしやすい環境整備

〈個別施策〉「誰もがどこでも能力を発揮できる社会」

- 自由で多様な働き方を選べる環境整備
- 誰でも能力を発揮できる環境整備
- 多様な教育機会の提供
- 活躍の場の拡大

〈個別施策〉「生産性の高い産業に支えられる社会」

- 中小企業の経営力の向上
- 次世代に向けた企業支援
- 医療・福祉分野の生産性向上による増大したニーズへの対応
- 農林水産業の成長力の強化
- 国際的な観光地域づくり
- 低炭素社会の実現

第4章 推進体制及び進捗管理

(1) 推進体制

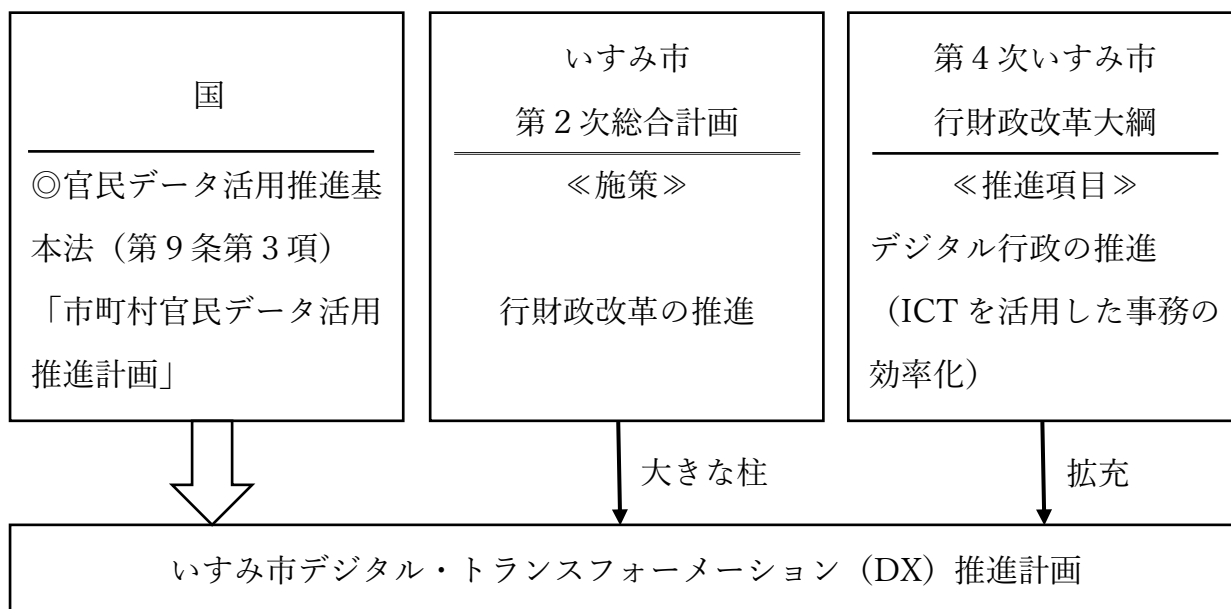
千葉県ICTアドバイザー会議（新設）、千葉県地域IT化推進協議会（機能強化）、千葉県ICT利活用推進委員会（機動力向上）

(2) 進捗管理

①戦略の進捗状況の確認・取りまとめ→②有識者・実践者からの助言の聴取→③様々な関係者との意見交換→④戦略の更新とプレーヤーへのフィードバック

Ⅲ 計画の位置づけ

本計画は、本市のデジタル化に関連する唯一の計画であることから、総務省策定の「自治体 DX 推進計画」を踏まえ、これを本市の最上位計画である「いすみ市第2次総合計画」の施策の一つである、「行財政改革の推進」の大きな柱として位置付けます。また、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に定める「市町村官民データ活用推進計画」を兼ねるものとしします。さらに、第4次いすみ市行財政改革大綱で推進項目として掲げている「デジタル行政の推進（ICTを活用した事務の効率化）」の、具体的な取組目標を掲げた実行計画を拡充する計画として位置付けます。



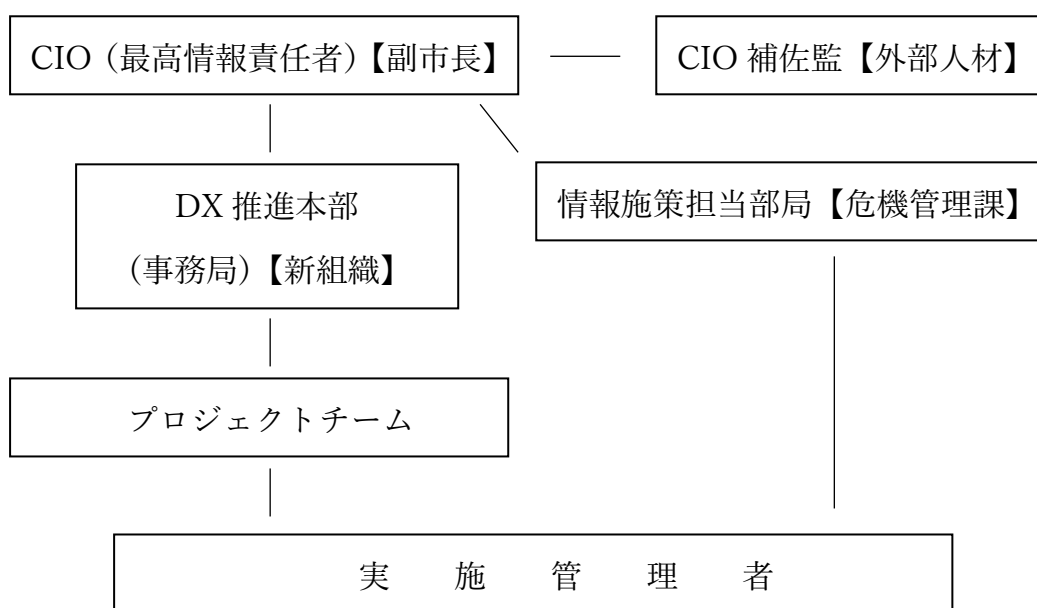
Ⅳ 推進期間

計画の推進に当たっては、国が進める施策との整合・連携を図る必要があることから、終期は総務省策定の「自治体 DX 推進計画」の対象期間(2021年1月～2026年3月)と同様の令和8年3月までとし、社会情勢の変化や国の動向、本市の各種計画の進捗状況などを踏まえ、適宜見直しを行います。

V 推進体制

デジタル社会を構築し、本市のデジタル施策を計画的かつ着実に推進するため、次に示す全庁的な推進体制を整備します。特に、デジタル専門の外部人材を推進体制に加えることにより、計画の目的をより効果的に推進する体制とします。また、本計画の進捗管理に当たっては、PDCA サイクルによる施策の見直しを図り、計画の実効性を高めてまいります。

組織名 いすみ市デジタル化推進委員会



役 職	役 割
CIO (最高情報責任者)	庁内情報マネジメントの中核となる。
CIO 補佐監	CIO をサポートし必要な支援・助言を与える。
DX 推進本部	関係者と協議し DX を推進する。
情報施策担当部局	通常の情報化業務を行う。
プロジェクトチーム	DX 推進に当たり特定の課題について調査・検討する。
実施管理者	個別項目の推進を管理する。

VI 計画推進の基本方針

本計画では、本市の特徴や取り巻く課題と、官民データ活用推進基本計画等を踏まえ、デジタル基盤の構築に向け、次の5つの基本方針を掲げます。

1 市民の目線で

常に市民の立場から考え、これまで行われてきた手続きを単にデジタル化するだけでなく、そもそもその手続き自体が必要か、さらに便利・簡潔にするには何が必要かも含め、根本から改革する視点で推進します。

2 誰一人取り残さず

高齢者など、いわゆるデジタル弱者と言われる方にもデジタル化の恩恵が等しく行き渡るよう、システム設計時から配慮し、相談体制の構築、講習会の開催等、幅広く市民の声を聴きながら取り組みます。

3 行政サービスをより便利に

行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及・利活用促進、ワンストップ窓口の設置を始め、市民の利便性をさらに追求し、行政サービスの向上に努めます。

4 行政経営をより効率的に

情報システムの標準化、AI・RPA⁵の活用による業務の効率化、ペーパーレスの推進、インターネット環境の改善等、顕在化する多くの課題に対して厳しく追求し、行政の効率化により人的資源を行政サービスのさらなる向上に繋げるとともに、経営コスト削減に取り組みます。

⁵ Robotic Process Automation の略。ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。定型的事務処理を自動化することにより、業務効率化を図ることができる。

5 セキュア⁶に

オンプレミス⁷環境の業務システムをクラウド化することやテレワークの導入等による利用環境の変化に対応するため、ゼロトラスト⁸の考え方にに基づき、不正利用を防ぐ手段を構築します。

VII 個別計画

1 市民サービスの向上

(1) 行政手続のオンライン化

本市ではこれまでに、マイナポータル⁹内の「ぴったりサービス」¹⁰を活用し、子育て等の分野の16の申請等¹¹をオンラインで行うことを可能にしていますが、利用件数は伸び悩んでいます。多様な市民ニーズへの対応と市民の利便性向上のため、市役所に行かなくても、いつでもどこでもオンラインで各種申請や届出ができる電子申請システムの利用可能範囲を拡大するとともに、周知を強化します。対象とする手続きの選定に当たっては、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日 閣議決定）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」を参考とし、当面は、処理件数が多く、原本添付や聞き

⁶ 安全であること。

⁷ サーバーやソフトウェアなどの情報システムを使用者が管理する施設(市役所)内に設置し、運用すること。

⁸ エンドポイントとサーバー間の通信を暗号化するとともに、すべてのユーザーやデバイス、接続元のロケーションを”信頼できない“ものとして捉え、重要な情報資産やシステムへのアクセス時には、その正当性や安全性を検証することで、マルウェアの感染や情報資産への脅威を防ぐ新しいセキュリティの考え方。

⁹ 政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続のオンライン申請や行政機関からのお知らせなどを確認できるポータルサイトのこと。

¹⁰ マイナポータルの機能の一つで、子育てに関する手続きを始めとして、様々な申請や届け出をオンライン上で行うことができるサービスのこと。

¹¹ 妊娠届／母子健康手帳の交付、保育施設等の利用申込、児童手当等に係る寄附の申出、児童手当等に係る寄附変更等の申出、児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、児童手当等の現況届、児童手当等の額の改訂の請求及び届出、児童扶養手当の現況届、受給事由消滅の届出、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出、支給認定の申請、未支払の児童手当等の請求、氏名変更／住所変更等の届出、保育施設等の現況届、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付申請

取り等が不要な手続きを選定します。導入に当たっては、「ぴったりサービス」で提供されている他のサービスの活用を促進するとともに、民間が提供しているシステムについて比較・検討します。

なお、申請書等への押印については、令和4年4月から、法令や条例により押印が義務付けられているもの等を除き、義務付けを見直します。

(2) マイナンバーカードの普及・利活用促進

市民の誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、本人確認の前提となるマイナンバーカードの普及を促進します。マイナンバーカードは、オンライン上で本人確認を可能とする電子証明書¹²を搭載しており、デジタル社会の基盤となるものです。令和3年3月から本格運用されている健康保険証としての利用を皮切りに、今後、各種証明書等のコンビニ交付の可能性や、令和6年度には運転免許証と一体化されることもあり、オンライン手続等の市民サービスにおいて、積極的にマイナンバーカードの普及・利活用を促進し、令和6年度までに90%の普及を目指します。



出典：マイナンバーカードフリー素材

(3) ワンストップサービスの導入

市民が市役所で行う手続きについて、待ち時間の短縮や庁舎内の移動、複数回の申請書作成等の負担を軽減するため、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推

¹² 信頼できる第三者（認証局）が間違いなく本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書の代わりとなるもの。

進すべき手続」中、「b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続」を参考とし、処理件数の多い手続を選定し、極力1か所で全ての手続きが完了するようにします。令和5年度までに費用対効果等の検討を行い、導入が可能と判断された場合に、令和7年度までの導入を目指します。

(4) 窓口のスマート化

市民が行う多くの手続きが行政デジタル3原則¹³を満たすことを目指し、業務プロセスの見直しのための調査・研究を行います。令和7年度にスマート化¹⁴のためのシステムを導入することを目標とします。

また、窓口の混雑を緩和し、市民サービスを向上させるため、24時間365日いつでも窓口の手続きを予約できる仕組みをワンストップサービスとセットで導入します。

さらに、公共施設の空き状況の確認と利用予約、図書室の図書の検索と予約を開庁時間外でもオンラインで行えるようにするほか、自宅で読書ができる電子図書館の整備を検討します。

¹³ 情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則を定めた「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）」第2条に規定された基本原則で、次の3つの原則を言う。

①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する

②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする

③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

¹⁴ 市民の負担軽減・利便性向上と職員の業務縮減のため、窓口に来庁した市民に対し、ICTを活用した移動手続きの効率化をはじめとして、一連のサービス全体が「簡単」で「便利」になること。

デジタル手続法の概要（令和元年12月施行）

デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等を定める。

○行政手続オンライン化法の改正

デジタル技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のデジタル化のために必要な事項

行政手続におけるデジタル技術の活用

行政手続のオンライン原則

- ・国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、オンライン化実施を原則化（地方公共団体等は努力義務）
- ・本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）

添付書類の省略

- ・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、添付を不要とする規定を整備（登記事項証明書（令和2年度情報連携開始予定）や住民票の写しなどの本人確認書類等）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- ・オンライン化、添付書類の省略、情報システムの共用化、データの標準化、APIの整備、情報セキュリティ対策、BPR等

デジタルデバイドの是正

- ・デジタル技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続におけるデジタル技術の活用の促進

- ・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- ・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、デジタル化を可能とする法制上の措置を実施

出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室資料

（5）キャッシュレス決済の拡充

現金の受け渡しに係る時間削減や現金管理業務を効率化するとともに、人との接触を避け、現金に触れない衛生的な運用を図るため、現在、導入済みのスマートフォンアプリによる市税及び保険料の納付の他に、窓口での証明書交付手数料や公共施設の利用料等のキャッシュレス決済¹⁵の拡充に向けて検討を進めます。

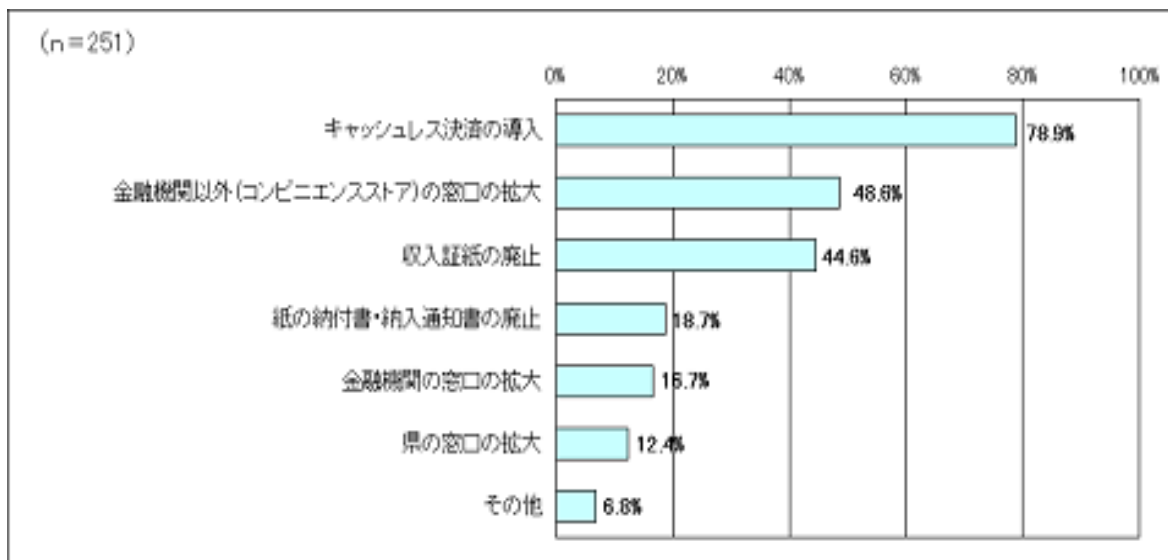
¹⁵ お札や小銭などの現金を使用せずに支払いを行うこと。クレジットカードやデビットカード、電子マネー（プリペイド）、スマートフォン決済など、様々な手段がある。

令和3年度第2回千葉インターネットアンケート調査の結果について(抜粋)

「キャッシュレスについて」

問4 あなたは、公金の納付に関して、県が検討すべき項目は何だと思いますか。

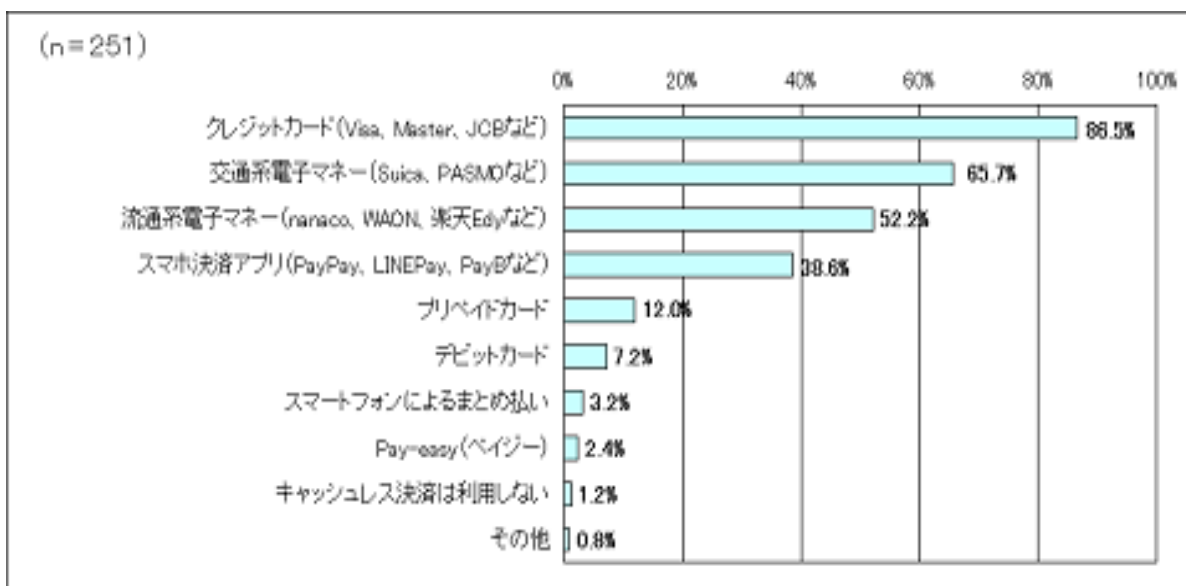
(回答者数：251人)



- (1) 調査対象 アンケート調査協力員300人
- (2) 調査時期 令和3年9月9日～9月20日
- (3) 調査方法 インターネットアンケート専用フォームへの入力による回答
- (4) 回答状況 300人のうち251人が回答(回答率83.7%)

問6 あなたは、買い物の際に、主に、どういったキャッシュレス決済を利用していますか。

(回答者数：251人)



出典：千葉県公式ホームページ

2 行政内部事務の効率化

(1) インターネット環境の改善

庁舎内においては、インターネットと LGWAN¹⁶等の情報系及び基幹系システムは、セキュリティ確保のため切り離されています。1 台の端末でインターネットと LGWAN に接続するために、千葉県と県内市町村によって構築された仮想基盤システムを介して、情報系端末からアクセスしています。インターネットを利用した業務が増える一方で、現状はアクセスが集中すると待機時間が発生し作業が一向に進まないなど、効率性の極端な悪さが指摘されています。

今後、問題解決に向け関係通信事業者などと連携を密にし、インターネット環境の改善に向け、関係機関への働き掛けを強化するなど効率的な接続方法とセキュリティの確保について、調査・研究してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染で広まったオンライン会議等に対応するため、必要な機器の確保と、庁内の Wi-Fi 等の通信環境を令和 6 年度までに整備し、その後も社会情勢を踏まえながらより良いインターネット環境の確保に努めてまいります。

情報セキュリティ対策見直し案（総務省）



¹⁶ 地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。総合行政ネットワークともいう。

(2) 情報の電子化によるペーパーレスの推進

現在の文書管理システム・財務会計システムは、紙を媒体とした事務処理をベースとしており、非効率な決裁や紙の大量使用・大量印刷、文書保管スペースの確保の困難性、大量の文書廃棄等、多くの問題を抱えています。

この対策として、ペーパーレス化の推進と業務効率向上のため、現行システムの改善に向けて調査を早急に開始し、文書管理システムと電子決裁システム、財務会計システムを拡充します。また、文書の電子化が困難なものを除き、決裁を原則電子化します。さらに、データ保存領域の確保などの課題解決に向けて直ちに検討を始め、令和7年度までに電子決裁率を60%まで高めます。

また、会議においてもタブレットなどの必要な機器の確保、会議システムの導入など、ペーパーレス化を推進します。

(3) 会議録作成支援システムの構築

多くの時間を要する会議録の作成に当たって、AIを活用した会議録作成支援システムを令和5年度までに導入し、作成に要する時間を削減します。

(4) 個別業務システムの拡充

市役所の業務のうち、媒体が紙、手作業等のために長時間を要し、作業負担が大きいものを洗い出し、システム導入の調査・研究を進めます。また、システムを利用して行われている業務であっても庁内全体での情報連携が執られておらず、部署ごとにデータ入力を行う必要があるなど、効率性が損なわれている業務について、より高効率のシステムへの変更を検討するなど、全体を俯瞰した省力化の推進に努めます。

(5) RPAの導入促進

限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくためには、データ入力等の定型的な単純業務は機械化して省力化、効率化を図る仕組みを構築し、人的資源を事務事業の立案や計画策定などの政策的な業務やコミュニケーションを必要とする業務など、本来注力すべき業務に配置することが

重要です。総務省が策定した「自治体における RPA 導入ガイドブック」を参考とし、費用対効果等、機械化する条件に合う定例的・定型的な作業を洗い出し、令和7年度を目途に AI-OCR¹⁷や複数の RPA を導入します。なお、費用負担軽減の観点から、導入に当たっては近隣市町との共同利用を含めて検討します。

また、総務省の「自治体における AI 活用・導入ガイドブック」を参考とし、AI 導入の可能性について研究を進めます。

(6) システム標準化への対応

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)が令和3年9月に施行され、標準化対象となった20業務¹⁸のシステムについて、全国すべての自治体において国が定める標準化基準に適合しなければならないこととされました。これに的確に対応し、システムの運用経費削減のため、本市が委託しているシステムベンダーとの連携を強化するとともに、ベンダーロックイン¹⁹による弊害を排除し、国から示された手順書・仕様書に基づき、スケジュール(令和7年度を目標としている。)に沿ってスムーズなシステムの移行がなされるよう万全な体制をとることとします。また、この件に関する庁内の横の連携を強化し、情報の共有を図ります。

¹⁷ OCR は画像データのテキスト部分を認識し、文字データに変換する光学文字認識機能のこと。具体的には、紙文書をスキャナーで読み込み、書かれている文字を認識してデジタル化する技術。AI-OCR は OCR に AI 技術を加えたもの。AI 技術を組み合わせることで、機械学習による文字認識率の向上や、帳票フォーマットの設計をせずに、項目を抽出することが可能になる。

¹⁸ 基幹系20業務として次の業務が定められている。

- 児童手当 ○子ども・子育て支援 ○住民基本台帳 ○戸籍の附票 ○印鑑登録
- 選挙人名簿管理 ○個人住民税 ○法人住民税 ○固定資産税 ○軽自動車税
- 戸籍 ○就学 ○健康管理 ○児童扶養手当 ○生活保護 ○障害者福祉
- 介護保険 ○国民健康保険 ○後期高齢者医療 ○国民年金

¹⁹ 情報システムなどの中核部分に特定の企業の製品やサービスなどを組み込んだ構成にすることで、他社製品への切替が困難になること。

(7) セキュリティ対策の拡充

本市では、平成28年から実施している「ネットワークの三層の対策」²⁰により、情報セキュリティ対策の抜本的な強化に取り組んでいますが、行政手続きのオンライン化やクラウド化など、新しい取り組みに対応していくため、情報セキュリティポリシー²¹に関するガイドラインの改訂を検討するなど、さらなるセキュリティ強化に努めます。

(8) テレワークの推進

総務省の「自治体 DX 推進計画」(P4「自治体 DX 推進計画 概要」参照)で重点取組事項とされている「テレワークの推進」は、新型コロナウイルス感染拡大の未然防止や行政機能維持のため、また、職員の多様な働き方や人材確保の実現のために有効な手段とされています。本市においては、感染拡大の状況や業務内容に照らしたうえで、今後の社会情勢の変化を注視し、先進導入事例を参考に、総務省のセキュリティポリシーガイドラインを踏まえたテレワークの導入を検討します。

また、テレワークの推進のベースともなる内部コミュニケーションを、現状の対面・内線電話を主体としたものから、ビジネスチャットやメールに切り替えることも検討します。

3 デジタルリテラシーの向上

(1) デジタル人材の育成・確保

デジタル化の実現には、CIO 補佐監など全体を進むべき方向に先導できるデジタルリテラシー²²の高い人材の他、個別業務のデジタル化に必要な知識と経験

²⁰ 個人番号および個人情報を利用する業務、自治体を維持するための業務、インターネットの接続を必要とする業務に使用する領域を分離してセキュリティ性を高める仕組みや考え方のこと。

²¹ 企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。情報セキュリティポリシーには、社内規定といった組織全体のルールから、どのような情報資産をどのような脅威からどのように守るかといった基本的な考え方、情報セキュリティを確保するための体制、運用方法、基本方針、対策基準などが具体的に記載されている。

²² インターネット、デジタルや通信、パソコン、スマートフォンなどの機器、アプリなどについて知識を持ち、利用する能力のこと。

を持った人材も必要です。全庁横断的なデジタル化推進体制の構築とともに、新たな職員採用にデジタル知識を持った採用枠を設けるなど、必要な人材の確保に努めるほか、県や専門機関・民間企業などに情報提供を求め、外部人材を確保する手だてを講じます。また、職員にデジタル技術の基礎や活用に関する研修を実施し、人材育成に努めます。

(2) デジタル・デバイドの解消

高齢化が進む中で、高齢者がオンラインでストレスなく市役所に申請等ができるようにすることはとても重要なことです。ICT が各種行政手続やコミュニケーションのツールとして今後ますます普及することが見込まれ、デジタル・デバイド²³を解消し、年齢や障がいの有無、性別、国籍、経済的な理由などに関わらず、誰一人取り残すことなく、全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられる環境の整備に取り組むことが必要です。オンラインサービスを導入する際は、デジタル機器に不慣れな方でも容易に操作できるよう UI (ユーザインターフェース)²⁴の設計に努めます。また、インターネットなどの情報通信技術の利用が不慣れな方や利用に不安を抱える方が身近な場所で相談・学習が行えるよう、民間事業者や公民館活動などと連携し、希望する市民に対して講座を開設するなど、きめ細かなデジタル活用支援に取り組みます。

(3) 学校教育での活用

情報社会の進展と、それが社会に果たす役割や及ぼす影響についての理解を広め、情報に関する法・制度やマナーの意義と、情報社会において個人が果たす役割や責任を身に着けることが義務教育に求められています。令和元年12月、文部科学省は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現するために、創

²³ インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できるものと利用できないものとの間に生じる格差のこと。

²⁴ User Interface の略。利用者が対象を操作するために接する部分のこと。パソコンの場合、マウスやキーボード、ディスプレイといった機械的な要素、どのように操作するかという手順、画面に表示されるメニューやアイコン、ウインドウといった視覚的要素、警告音や文字の読み上げといった聴覚的要素などを指す。

造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる GIGA スクール構想を打ち出しました。本市では、令和 2 年、市内の全小中学校にタブレット端末が配備され、子どもたちがデジタルに触れることができる環境が整いました。今後、さらに ICT を用いた学習に日常的に取り組めるよう学習環境を整備し、児童・生徒の情報活用能力の向上や、ICT をとり入れた効果的・効率的な授業による学習効果の向上を目指します。

(4) 情報発信の充実

子育てや教育、観光、災害対策、感染症対策など、あらゆる場面において必要な情報を必要な人に、必要なタイミングで届けることが重要です。本市からの情報発信の方法と情報の内容を充実させます。特に市公式ホームページを中心として、最新の情報を速やかに、わかりやすく発信します。また、情報を発信する媒体は数多くある中で、発信内容と発信媒体の特性を加味したうえで、SNS 等での情報発信を展開するほか、利用者の利便性を高めることができるシステムや媒体の調査・研究を行います。

推進スケジュール（ロードマップ）

取組項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1 市民サービスの向上				
(1)行政手続のオンライン化	手続の選定・導入			
(2)マイナンバーカードの普及・利活用促進	カード普及率90%を目指す			
(3)ワンストップサービスの導入	手続の選定	導入		
(4)窓口のスマート化	業務見直しの調査・研究			導入
(5)キャッシュレス決済の拡充	拡充			
2 行政内部事務の効率化				
(1)インターネット環境の改善	Wi-Fi環境整備			
(2)情報の電子化によるペーパーレスの推進	電子決裁率60%			
(3)会議録作成支援システムの構築	導入・構築			
(4)個別業務システムの拡充	拡充			
(5)RPAの導入促進	導入			
(6)システム標準化への対応	対応			
(7)セキュリティ対策の拡充	さらなるセキュリティ強化			
(8)テレワークの推進	導入検討			
3 デジタルリテラシーの向上				
(1)デジタル人材の育成・確保	人材確保・人材育成			
(2)デジタル・ディバイドの解消	デジタル活用支援			
(3)学校教育での活用	効果的・効率的な学習の実施			
(4)情報発信の充実	発信方法・発信内容の充実			

経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～第1章 (令和2年7月17日閣議決定)

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況-我が国が直面するコロナのグローバル危機

感染症の拡大を受けた現下の我が国経済の状況

- ◆我が国経済は、感染症拡大の甚大な影響を受け、極めて厳しい状況：
休業者の大幅増などの雇用情勢、新興国を含めた海外経済全体の減速、製造業のみならずサービス業にも広く影響
- ◆我が国が抱える課題やこれまでの取組の遅れが改めて浮き彫りに

感染症の拡大により浮き彫りとなった課題・リスク・取組の遅れ

- ◆デジタル化・オンライン化の遅れ（特に行政分野） ◆都市過密・一極集中のリスク ◆新しい技術を活用できる人材の不足
- ◆非正規雇用者やフリーランス、中小・小規模事業者の苦境 ◆グローバル・サプライチェーンの脆弱さ 等

コロナの時代の国際政治・経済・社会情勢 — 国際秩序の揺らぎ

- ◆世界経済の大幅な落ち込みと不確実性の高まり
- ◆自由貿易体制の維持への懸念
- ◆グローバルレベルでの協調の形骸化や国際的分断の進行

これまでの構造的課題

- ◆少子化・高齢化の進行 ◆第四次産業革命の到来
- ◆生産性の低さ ◆エネルギー・環境制約の高まり
- ◆東京一極集中 ◆大規模自然災害の頻発
- ◆ ◆社会保障と財政の持続可能性

ポストコロナ時代の新しい未来

新たな経済社会の姿の基本的方向性
= 「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現

- 個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会
(柔軟性・多様性、変化や失敗の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現)
- 誰ひとり取り残されことなく生きがいを感じることのできる包摂的な社会
(セーフティネット、人とのつながり、不安に寄り添う)
- 国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国
(自由貿易の維持・発展、新たな国際秩序・ルールづくり、国際協調・連帯)

「新たな日常」の実現：10年掛かる変革を一気に進める

主な施策項目について、ポストコロナ時代を見据えて年内に実行計画を策定し、断固たる意志を持って実行

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装と子の環境整備

～デジタルニューディール～

- ◆次世代型行政サービスの強力な推進 ◆デジタルトランスフォーメーションの推進
- ◆新しい働き方・暮らし方 ◆変化を加速するための制度・慣行の見直し
(少子化対策・女性活躍 等) (書面・押印・対面主義からの脱却 等)

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

～多核連携型の国づくり、地域の活性化～

- ◆東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ (スマートシティ 等)
- ◆地域の躍動につながる産業・社会の活性化 (観光、農林水産業、中堅・中小企業 等)

3. 「人・イノベーション」への投資の強化
-「新たな日常」を支える生産性向上-

- ～社会変革の推進力となる人材の育成、無形資産への投資を強力に推進～
- ◆課題設定・解決力や創造力のある人材の育成 (教育改革、リカレント教育)
- ◆科学技術・イノベーションの加速

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

～国民が誰も取り残されない包摂的な社会の実現～

- ◆「新たな日常」に向けた社会保障の構築
- ◆所得向上策の推進、格差拡大の防止 (就職氷河期世代支援、最低賃金)
- ◆社会的連帯や支え合いの醸成

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

～国際秩序が大きく変化する中で戦略的に不可欠な存在へ～

- ◆自由で公正なルールに基づく国際経済体制
- ◆国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力
- ◆サプライチェーンの多元化等を通じた強靭な経済・社会構造の構築
- ◆SDG Sを中心とした環境・地球規模課題への貢献

国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ

-「ウイズコロナ」の経済戦略

- ◆医療提供体制等の強化 (検査能力拡充、ワクチン開発加速・確保 等)
- ◆雇用維持と生活下支え (雇用調整助成金、新卒者への配慮、マッチング支援 等)
- ◆事業継続と金融システムの安定維持 (資金繰り支援、日本銀行との連携 等)
- ◆消費など国内需要の喚起 (GoToキャンペーン、マイナポイント、新しい財サービスの創出による同時発着イノベーションの促進)

防災・減災、国土強靭化

-激甚化・頻発化する災害への対応

(3か年緊急対策後の取組)

東日本大震災からの復興・再生

近年の自然災害からの復興

感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革

- ◆休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してブレに屈さない決意をもって経済財政運営を行う。あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速する。必要に応じて、臨機応変に、かつ時期を逸することなく対応。
- ◆令和3年度予算については、予算編成の基本方針でその方向性を示す。感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進。

国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ - 「ウイズコロナ」の経済戦略

◆医療提供体制等の強化

- 検査能力を戦略的に拡充（有症状者には抗原検査も活用しながら迅速検査、無症状の濃厚接触者などには幅広くPCR検査、医療従事者や入院患者、施設入所者等に対して、感染の可能性がある場合には積極的に検査）。
- 医療提供状況を一元かつ即座に把握、病床・人材を確保、医療器材の確保・備蓄・国内生産体制整備。
- 国際的な人の往來の再開に備え、検査における検査体制を大幅増強。
- 患者等の情報を関係者で迅速に共有できる体制の構築（HER-SYSの早急な定着・活用）、接触確認アプリの普及促進。
- 感染症情報の情報収集と管理の仕組み・体制を集約・一元化（保健所の体制強化、積極的疫学調査・クラスター対策の強化）。
- 大規模感染症流行時において国レベルで迅速・柔軟・確実に対処できる仕組みの構築するため、必要な法整備等を速やかに検討。
- 医療提供体制を強化（国内で感染者数や発熱患者など疑い患者が急増した場合でも十分に対応）。
- AIシミュレーション等の活用による効果分析等を通じた感染拡大防止策の進化。
- 世界の知見を結集させ、効果的な治療法・治療薬やワクチン等の研究開発を更に加速、国内での生産体制を早期に整備、ワクチン・治療薬の必要量を確保、ワクチン接種体制を構築。
- 国際的な人の往來は、ビジネス上の必要な往來から段階的に、感染拡大防止と両立する範囲内において、国内外の感染状況等を総合的に勘案し、国外からの新型コロナウイルスの流入防止に万全を期すため、引き続き水際措置を徹底しつつ実施。

◆雇用維持と生活下支え

- 雇用調整助成金についてのオンライン申請の確実な稼働など手続きの簡素化等によるできる限り迅速な支給。
- 新卒者への一層の雇機会提供。第二の就職氷河期世代を生まないとの観点から経済界に積極的に働き掛け。
- 低所得のひとり親世帯や、子供たちの学びの保障、家計急変など経済的に困窮する高校生・大学生等に対する支援を着実に実施。
- 離職者・求職者への職業訓練等を通じ、職業スキルや知識の習得を促し、ニーズの高い職種や成長分野へのマッチングを推進。

◆事業継続と金融システムの安定維持

- 予算・税制・金融措置などあらゆる手段を総動員し、中小・小規模事業者などの事業継続を強力に支え、雇用と暮らしを守り抜く。
- 固定費の負担軽減に資する持続化給付金や家賃支援給付金について、オンライン申請の下、できる限り迅速に支給。
- 業種別ガイドラインに沿った感染防止対策への投資など事業者の事業再開を強力に後押し。
- 実質無利子・無担保融資や危機対応融資の円滑な実行、資本金劣後ローンの供給。
- 出資やファンド拡充等により、スタートアップ企業やベンチャー企業におけるデジタル化等の新たな事業展開も強力に後押し。
- 日本銀行と危機感を共有し、緊密に連携する下で、資金繰り支援により事業継続を強力に支援。

◆消費など国内需要の喚起

- 観光については、国内観光を中心に、感染拡大防止策を徹底しながら、経済活動の段階的引上げに応じて需要を喚起。
- 飲食やイベントも含め、新しい生活モードに対応しつつ、強力な価格インセンティブを講じたGo Toキャンペーンを円滑に実施。
- マイナンバー普及やそのためのシステム・体制の充実を図りつつ、マイポイントを活用した消費活性化策を着実に実施。
- キャッシュレス事業者向けに策定したガイドラインを活用し、加盟店手数料の更なる引下げを促進。
- 新しい財やサービスの創出につながる民間投資やイノベーションを引き出す取組を強力に促進（最先端分野の研究開発加速等）。
- インフラ・物流分野等におけるデジタル化・スマート化を加速。国土強靱化基本計画に基づく災害に屈しない国土づくり・公共投資。

防災・減災、国土強靱化 - 激甚化・頻発化する災害への対応

- デジタル技術を活用した危機管理、事前復興も踏まえた復旧・復興等の迅速化。
- 防災専門家の育成等により地域防災力を向上。
- 長期停電や通信障害などを防ぐ無電柱化をはじめとした電気・水道等のインフラ・ライフラインや道路ネットワークの耐災害性強化、大規模広域避難・要配慮者避難や中小河川も含めた浸水リスク情報の充実、学校等の防災機能強化など避難対策の強化、森林整備・治山対策、インフラ老朽化対策等を加速。
- 気候変動による降雨量増大や海面上昇等を踏まえた水害・土砂災害対策や高潮・高波対策として、防災気象情報の高度化、堤防・ダム・砂防堰堤・ため池の整備、利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化、自然の持つ機能の活用、浸水被害防止対策、住まい方の工夫など、あらゆる関係者による流域全体での対策を実施。

東日本大震災からの復興・再生

- 地震・津波被災地域では復興の総仕上げ、原子力災害被災地域では復興・再生の本格化の段階、復興の仕上げに向け取り組む。

近年の自然災害からの復興

- 令和2年7月豪雨などの被災者が一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、被災者の気持ちに寄り添い、復旧・復興に全力。

「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実践とその環境整備 ～デジタルニューディール～

- ◆次世代型行政サービスの強力な推進
 - ・デジタル・ガバメント実行計画を年内に見直し、各施策の実現を加速化。内閣官房に民間専門家を含む新たな司令塔機能を構築。
 - ・マイナンバー制度を国民にとって使い勝手良いものに抜本的改善。法制上の対応で2022年目途に生涯の健康データを一貫提供。
 - ・行政手続の抜本的なオンライン化、ワンストップ・ワンスオンリー化。申請書類縮減、電子申請等の手続の簡素化・迅速化。
- ◆デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
 - ・社会全体のDX実装加速化。サプライチェーンのデジタル化やAI、ロボットの導入を推進。5G・ポスト5G・Beyond5Gを推進。
 - ・誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、ICTリテラシーや情報モラルの向上を図り、デジタル格差対策を実施。
- ◆新しい働き方・暮らし方（働き方改革、少子化対策・女性活躍等）
 - ・テレワーク定着を図るため、中小企業への導入に向けて、専門家による無料相談対応や全国的な導入支援体制の構築等を推進。
 - ・出産後女性の正規雇用比率低下（L字カーブ）の解消に向け、正規化の重点的支援や就業調整の解消や子育て負担の軽減。
- ◆変化を加速するための制度・慣行の見直し
 - ・書面・押印・対面主義脱却。デジタル技術活用を前提の業規制の見直し、技術進歩に対応した迅速・柔軟な規制体系への転換。

2. 「新たな日常」が実現される地方創生 ～多核連携型の国づくり、地域の活性化～

- ◆東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ
 - ・人口が集積し、大学も立地している政令指定都市及び中核市等を中心に、スマートシティの社会実装を加速化。
 - ・二地域居住を推進。地方での兼業・副業支援を強化。魅力的な地方大学の実現等のための改革パッケージを年内に策定。
- ◆地域の躍動につながる産業・社会の活性化
 - ・各国との人的交流回復までの時間を活用して、空港やC I Q、多言語表記等の整備、文化施設・国立公園等の更なる活用。
 - ・国際的な輸出制限等に対応し、国内の生産基盤の維持・強化、食料自給率の向上等を図り、総合的な食料安全保障を確立。
 - ・中小企業間のデータ・情報共有によるサプライチェーン全体の効率化や中小企業等と大学等が連携した事業化を重点的支援。
 - ・対日直接投資促進に向け、中長期戦略を策定。海外のスタートアップ等と日本企業とのオープンイノベーションプラットフォームを構築。

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 -「新たな日常」を支える生産性向上

～社会変革の推進力となる人材の育成
無形資産への投資を強力に推進～

- ◆課題設定・解決力や創造力のある人材の育成
 - ①初等中等教育改革等
 - ・きめ細かな少人数指導やICT活用。
 - ・GIGAスクール構想を加速。効果的な遠隔・オンライン教育の早期実現。
 - ・多様で個別最適化された深い学びの実現、小学校の教科担任制本格導入。
 - ②大学改革等
 - ・教育・研究環境のデジタル化・リモート化。
 - ・STEAM人材育成、データサイエンス教育、国立大学法人改革等の推進。
 - ③リカレント教育
 - ・大学等によるプログラムの拡充。
 - ・価値創造人材育成プログラムの開発。
 - ・インセンティブ措置強化の検討。
- ◆科学技術・イノベーションの加速
 - ・官民連携による研究開発投資を拡大。
 - ・ファンドを創設し運用益を活用するなどの仕組みによる世界レベル研究基盤構築。
 - ・処遇の向上等による、博士課程学生を含む若手研究者支援の強化。
 - ・オープンイノベーションの推進。
 - ・デジタル化、AI・ロボット等研究開発の戦略的推進。感染症対策、防災・減災等安全・安心分野への重点化。

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

～国民が誰も取り残されない包摂的な社会の実現～

- ◆「新たな日常」に向けた社会保障の構築
 - ①「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等
 - ・質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を推進。
 - ・P H R 拡充も含めたデータヘルス改革。
 - ②「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進
 - ・熱中症対策に取り組むとともに予防・重症化予防を多職種連携により推進。
 - ・健診内容の見直し・簡素化等を前倒し、オンラインでの健康相談の活用を推進。
- ◆所得向上策の推進、格差拡大の防止
 - ①就職氷河期世代への支援
 - ・正規雇用者を30万人増やすとの目標を堅持。交付金を活用した、同世代の実態やニーズを踏まえた各地域での支援、民間企業及び公務員での採用を推進。
 - ②最低賃金の引上げ
 - ・より早期に全国加盟平均1000円になることを目指す方針を堅持。一方、今年度は中小企業等の厳しい状況を考慮。
- ◆社会的連帯や支え合いの醸成
 - ・民間の寄附や資金、人材を広く呼び込む社会的ファイナンスの活用を促進。

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

～国際秩序が大きく変化する中で戦略的に不可欠な存在へ～

- ◆自由で公正なルールに基づく国際経済体制
 - ・T P P 11 や日 E U ・ E P A 等のルールの国際標準化。R C E P の年内署名・早期発効を目指す。
 - ・データ流通をはじめとするデジタル経済に関する国際的なルールづくりを推進。
- ◆国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力
 - ・治療薬・ワクチン候補の臨床研究を国際的に拡大。CEPI・Gaviへの拠出。
- ◆サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築
 - ・生産拠点の集中度が高いものなど国内外でサプライチェーンを多元化・強靱化。価値観を共有する国々との物資の融通のための経済安全保障のルールづくり。
 - ・技術流出防止の強化に向けた制度面も含めた枠組み・体制の検討・構築。
 - ・世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立。
- ◆SDGsを中心とした環境・地球規模課題への貢献
 - ・二酸化炭素を減少へと転じさせる「ビヨンド・ゼロ」を目指す。